

橋本市告示第 83 号

橋本市木のおもちゃプレゼント事業実施要綱の一部を改正する告示を、別紙のとおり定める。

令和 8 年 4 月 1 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市木のおもちゃプレゼント事業実施要綱の一部を改正する告示

橋本市木のおもちゃプレゼント事業実施要綱(令和5年橋本市告示第24号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(対象者) 第2条 プレゼント事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する<u>3歳未</u> <u>満</u>の者とする。 (1) 略 (2) 本市が実施する <u>1歳8か月</u>児健診を受診した者 附 則</p> <p>略</p>	<p>(対象者) 第2条 プレゼント事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する<u>1歳未</u> <u>満</u>の者とする。 (1) 略 (2) 本市が実施する <u>4~5か月</u>児健診を受診した者 附 則 (<u>施行期日</u>) 1 略 (<u>経過措置</u>) 2 <u>令和4年4月1日から令和4年10月31日までに生まれた者であつ</u> <u>て、本市に住所を有するものは、第2条の規定にかかわらず、令和5年</u> <u>10月31日までの間、プレゼント事業の対象者とする。</u></p>

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。